



ソラーレ通信>>>

>>> 2018.2

発行 >>>

ソラーレ社会保険労務士法人 URL : <http://www.solare-sr.com>

〒140-0011 東京都品川区東大井 5-14-11 セントポールビル 7F

Tel > 03-6712-8889

Fax > 03-6712-8885

Mail > info1web3@solare-sr.com

CONTENTS >>>

1. 法改正 > 改正民法における消滅時効について
2. 人材育成 > 注目が集まるリカレント教育
3. 提供 > 経営に役立つビジネスレポート
4. コラム > ソラーレスタッフより

1. 法改正

改正民法における消滅時効について

昨年5月に改正された民法が、平成32年4月1日から施行されることとなりました。改正内容は、①債権の時効期間の変更、②法定利率の柔軟化、③約款の規定の新設、④個人保証要件の厳格化、など多岐に渡りますが、本稿では、この中でも特に人事・労務に密接に係わってくる消滅時効について採り上げます。

1. 時効期間と起算点に関する見直し

現状は、下図のように消滅時効を原則10年としながら例外規定があり、どの期間が適用されるのか分かりにくくなっています。

改正法では、職業別の短期消滅時効を全て廃止し、

時効は『権利を行使することができる時から10年』

『権利を行使することができることを知った時から5年』のいずれか早い方の経過によって完成する、というシンプルなルールに統一されます。

【現状】

	起算点	時効期間	具体例	適用に争いのある具体例
原則		10年	個人間の賃金債権	
職業別	権利を行使することができる時から	1年	飲食店、宿泊料など	「下宿屋」の下宿料
		2年	弁護士、公証人の報酬、小売商人、卸売商人などの売掛代金など	税理士、公認会計士の報酬、農協の売掛代金など
		3年	医師、助産師の診療報酬など	あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の報酬など
		5年	商行為によって生じた債権	消費者ローンの過払金返還請求権（判例上10年）
商事		5年	商行為によって生じた債権	消費者ローンの過払金返還請求権（判例上10年）

シンプルに統一化

【改正法】

	起算点	時効期間	具体例
原則	知った時から	5年	左記のいずれか早い方の経過によって時効が完成。 ①権利を行使することができることを知った時と、権利を行使することができる時とが基本的に 同一時点であるケース （売買代金債権、飲食料債権など契約上の債権）と、 ②権利を行使することができることを知った時と、権利を行使することができる時とが 異なるケース （消費者ローンの過払金（不当利得）返還請求権など）によって、考え方が異なります。
職業別	権利を行使することができる時から	10年	

2. 賃金債権の時効

賃金債権について、民法では「月またはこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権は、1年間行使しないときは消滅する」と規定されています。しかし、労働基準法では「賃金、災害補償その他の請求権は2年間、退職手当の請求権は5年間」という特例が定められています。つまり、民法の「1年間」という原則を、特別法である労働基準法が労働者保護などの観点から「2年間」まで延長しているのです。この点について、改正民法施行後は、民法原則(5年間)より労働基準法の特例(2年間)の方が短いという逆転現象が生じてしまいます。

仮に、賃金の請求権が5年間に延長されたとすると、それに伴い経営リスクは高まります。残業代等の未払いについて、経営者が知っていた場合はもとより、計算方法の誤りなどによって知らないうちに債務が

5年分膨れ上がってしまい、労働者から請求されるときに始めて気づく・・・ということも有り得ます。

賃金債権の時効について、厚生労働省は学識者や実務経験者などを交えた検討会を開催し、「今夏をめどに賃金等請求権の消滅時効期間の在り方等を取り纏める」としています。

3. まずは現存リスクへの対応から

「2年間」「5年間」等の議論はありますが、現行の「2年間」の賃金債権で見た場合でも、今なお未払い賃金に関するトラブルは絶えません。

ぜひこの機会に、就業規則や賃金規定、雇用契約書の見直し、管理監督者等の労働実態の確実な把握、労働時間の適正化などにより、潜在化しているかもしれないリスクを洗い出し、早期に対応されることをお勧めいたします。

2. 人材育成 注目が集まるリカレント教育

政府が定めた働き方改革実行計画における主要なテーマのひとつとして、「リカレント教育」が取り上げられています。昨年12月には、茂木経済再生担当大臣が記者会見で「リカレント教育など専門教育の多様なプログラムを大幅に拡充していきたい」との意向を示しました。今回は、メディアでも取り上げられる機会が増えてきたリカレント教育について解説いたします。

1. リカレント教育とは

リカレント教育という言葉の歴史は古く、1973年にはOECDが『リカレント教育－生涯学習のための戦略－』という報告書をまとめています。同書によれば、リカレント教育とは、「生涯学習を実現するために行われる義務教育以後の包括的な教育戦略であり、その特徴は、青少年期という人生の初期に集中していた教育を、個人の全生涯にわたって、労働、余暇など他の諸活動と交互に行う形で分散されることである」とされています。

2. リカレント教育のこれまでと、これから

何故、概念として半世紀近く前から存在するものが、今までは話題ともならず、また、今になって脚光を浴びているのでしょうか。

旧来の日本的雇用慣行においては、終身雇用や年功序列が特徴であり、キャリアを中断して職場外で就学することや、子育てが一段落してから再び職場に復帰することなどは、あまり一般的ではなく、そのためリカレント(recurrent = 回帰)ということ自体、殆ど問題となってきませんでした。

しかし、「2007年に生まれた子供の半数が107歳より長く生きる」とされる『人生100年時代』においては、人々は「教育・仕事・老後」という3ステージの単線型の人生ではなく、マルチステージ型の人生を送るようになります。現在政府は、「生涯を通じて切れ目なく、質の高い教育を用意し、いつでも有用なスキルを身につけられる学び直しの場が、安定的な財源の下で提供されることを目指す『人づくり革命』」を、急ピッチで進めています。

リカレント教育は人づくり革命の重要な位置を占めるものであり、誰にでも学び直しと新しいチャレンジの機会を確保することで、「いつでも学び直し・やり直しができる社会」を実現することを目指しています。具体的には、リカレント教育の抜本的な拡充、現役世代のキャリアアップ、中高年の再就職支援、様々な学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組みの活用、といった環境整備が、雇用保険制度等の活用も含めて、夏に向けて検討されることになっていますので、注視していく必要があります。

3. 平成30年度予算案からみる人づくり革命

各省庁の予算案においても、教育に関連する予算が増加、または新たに計上されており、人づくり革命が単なるスローガンではないことが分かります。

スキル習得機会の拡大【一部新規】【一部推進枠】	759億円（481億円）
●社会人のリカレント教育講座の多様化に関する研究等（在職者や子育て女性等の社会人が受講しやすい開講形態等に係る研究・実証）を行うとともに、託児サービス付き訓練等の充実などにより、女性の学び直しを支援する。 ●専門実践教育訓練給付による自発的な能力開発支援、人材開発支援助成金を活用した企業内訓練やITリテラシーの習得等を目指すハローITトレーニング集中実施プランの推進を通じ、労働者の能力開発に向けた取組を進める。	
人材確保対策の総合的な推進	268億円（232億円）
●雇用吸収率の高い分野でのマッチング支援を強化するとともに、事業主の雇用管理改善に対する助成や相談支援を通じて、福祉分野のほか、警備業、運輸業などの人手不足分野における総合的な人材確保対策を推進する。	
保育・介護人材の確保【一部新規】【一部推進枠】	40億円（29億円）
●保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援や保育士資格の取得支援について要件の見直し等を行う。また、中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の創設や先駆的・効果的な事例の展開など、多様な介護人材の確保に向けた取組を推進する。	

厚生労働省『平成30年度予算概算要求の概要』から抜粋

学びと社会の連携促進事業（EdTech実証、リカレント教育）	29年度補正予算にて検討
●就学前からリカレント教育の各分野におけるEdTech（IT技術等を活用した新たな教育サービス）等の先進的実証プロジェクトの実施とガイドライン策定、「就職氷河期」世代以降のポテンシャル人材を地方や海外の中小企業やベンチャー企業等で活躍する中核人材へと育成するための実践的能力開発に係る研修等を実施する。	
産学連携サービス経営人材育成事業	1.0億円（2.1億円）
●専門職大学の開設等も見据え、大学等とサービス事業者等が連携して進める、サービス産業の経営に関する専門的・実践的な教育プログラムの開発への支援を行う。	

経済産業省『今後の情報政策・商務サービス政策の重点について』から抜粋

リカレント教育・職業教育の充実に取り組む大学・専修学校等への支援	44億円（18億円増）
私学助成改革推進委託事業	11億円（新規）
●経営強化に向けた連携方策や私立大学におけるリカレント教育の推進、私学助成の効果に係る分析、各都道府県が実施している私学助成の実態等について調査研究を実施。	

文部科学省『平成30年度文部科学関係概算要求のポイント』から抜粋

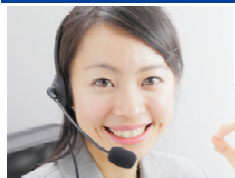
4. おわりに

働き方改革の推進やAIの導入等により、労働の質を高めることがますます求められています。より高度な知識・技能を習得しキャリアアップを図ることは、

離職者を含め全労働者共通の課題であるため、会社としてはこれまでの教育に加えて、リカレント教育や個人が主体的に学べる機会を提供することを視野に入れた教育体系を構築していく必要があります。

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、2ページ目の「注目が集まるリカレント教育」に関連する豆知識をお伝えします。



Q. リカレント教育で想定される教育機関にはどのようなものがありますか。

A. 担い手となる教育機関とそれぞれの特徴についてお伝えします。

	民間研修・教育事業者	専修学校	高等教育機関
期待される効果	●技術や知識の提供・更新 ●資格獲得の支援 ●マインドセットの促進	●技術や知識の提供 ●資格獲得の支援	●体系的知識の伝授 ●知的トレーニング ●学習共同体への参画
学習時間	短期～中期 （数時間～数ヵ月）	中期～長期 （数ヵ月～2年程度）	長期（学位取得の場合少なくとも2年以上） 中期（2～3ヵ月）
学習費用	数万円～	数十万円～	約135万円以上（国立）

（経済産業省 産業人材政策室『リカレント教育の担い手について』から抜粋）

3. 提 供

『経営に役立つビジネスレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けする“ビジネスレポート”は、経営に役立つ情報が満載です！
 例えば「**マネジメント関連**」では経営戦略、企画・営業、広報、生産・物流、人事管理等の情報を、「**ビジネス関連**」では卸・小売、食品、製造、不動産、情報・通信等の各業界情報を、その他「**ビジネス以外**」では、生活分野、健康、環境、豆知識など、多岐にわたる経営情報を取り揃えております。
 以下の中からご興味があるテーマがございましたら、弊所あてにお電話
 いただくか下記フォームに必要事項をご記入のうえFAXをお送りください。
 ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたしますので、お気軽にお申し込みください。



今月のおすすめビジネスレポート

マネジメント関連

レポート番号	タイトル	内容
#1699 (全7ページ)	これだけ押さえて！ 「働き方改革」の主な実務リスト	・「働き方改革」のやることリスト ・長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等 ・雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 ・その他
#1706 (全4ページ)	「シェア経済」時代に知っておくべき 税金のルール	・意外に忘れやすい従業員の所得税確定申告 ・給与所得以外に生じる主な所得 ・近年の取引で注意しておきたい取引と所得税法上の取扱い ・確定申告を忘れてしまった場合
#1713 (全6ページ)	決算前に確認！税負担に影響する 「損金」の基本	・損金とは ・費用と損金に違いがある場合 ・損金の分類 ・売上原価 ・販売費及び一般管理費その他の費用 他

ビジネス関連

#1717 (全7ページ)	2017年の経済を振り返り、2018年を展望する	・2017年の経済を振り返る ・2018年の経済はどうなる？
#1709 (全4ページ)	働く人なら一度は考えるべき 「ビジネスの三種の神器」	・「ビジネスの三種の神器」とは何か ・「ビジネスの三種の神器」で見えるその人の姿 ・「ビジネスの三種の神器」には理由がある ・誰の「ビジネスの三種の神器」を聞きたいか ・変化する「ビジネスの三種の神器」

お気軽にご用命ください

TEL >>> 03-6712-8889
FAX >>> 03-6712-8885

貴社名	ご担当者様		部署・所属
所在地	〒		
E-mail	Tel		
ご希望のレポート番号			

※ご記入いただきました個人情報は、ビジネスレポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りなことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。

4. コラム

今月もどうぞお楽しみください♪



竹中 幹夫

2月中旬、まだまだ寒い日が続きますが、もう花粉飛散の心配があるようです。

冬はインフルエンザ対策で、春は花粉症対策でマスクが欠かせません。

せっかくマスクをしているので、効果の高いマスクを選んで、正しく付けて予防したいと思います。皆さまもインフルエンザ、花粉にはお気をつけください。



野々山 環

先日、昨年に続き2度目のベトナム旅行をしてきました。

昨年訪れた常夏のホーチミンと違い、今回のハノイはベトナムの北部に位置しているため、四季もあり、朝晩はダウンが必要なくらい冷え込んでいました。

今回のメインイベントは、ハノイ市内から車で約3時間の世界遺産ハロン湾クルーズ。海面から突き出す奇岩群はとても神秘的な光景でした。

ハノイは首都ですが、南部のホーチミンに比べると、コンビニやスーパーがとても少ない！

まだ市場で買い物をする文化が残っていると聞き、市内最大の市場を訪れてみると、そこにはよりディープなベトナム感が漂っていました。。。(≥▽≤)

昨年からハマってしまったベトナム料理もしっかり堪能し、エネルギー満タンで帰国したので仕事も頑張れそうです！

また近いうちにソーラーHPブログに旅行記をアップしますので、よろしければ覗きにきて下さい。



佐々木 良

冬季オリンピックが始まり、TVで観戦する時間が増えてきました。4年に1度の大会なので観ている自分も自然と熱く応援してしまいます。普段は冬のスポーツを観る機会も少ないですが、オリンピック期間中はできるかぎり観てみたいと思います。



白尾 直子

最近、2画面の良さというものを知りました！

業務はデュアルモニタで作業をしていますが、これがとても便利です。資料を見ながら手続きができるので、ひとつのモニタ内で都度資料を移動させる手間がありません。またエクセルも2画面で作業が出来るので、比較のしやすさ・作業のしやすさに感動です。ただ、難点といえば、モニタを2台並べるので机幅が狭いと電話を置くスペースがなくなったり、立てて収納をしている書類が置けなくなったり……。これがクリア出来ればもっと最高です！

もう一つの2画面の良さ！テレビです(笑)。

日本中が熱い冬季オリンピック。高木選手が出場するスケート1500m決勝と高梨選手が飛ぶジャンプの決勝を見逃すわけにはいかないと、我が家ではテレビの2画面機能を利用し観戦しました。それぞれの種目が他局でほぼ同時に放映されたので、この機能があって良かった！と大満足(笑)。貴重な場面を見逃すことなく観戦することが出来ました！！本当に便利になった世の中ですね。



大谷 雄二

昨年までのソーラーレの朝礼には「ありがとうカード」の報告の時間がありました。「〇〇さんからいただきました。ありがとうございます。」と報告するのです。毎日2分程度の時間です。

今年1月から「ありがとうカード」をクラウドシステム化しました。PC画面上で誰が誰にどんなカードを渡しているかが一目瞭然となり、また誰が何枚あげて何枚もらったかなどランキングも出ますので、プレッシャーも感じつつ楽しんでいます。

時間短縮効果も大きいです。朝礼を毎日2分短縮すると1年で8時間の短縮になります。1日の所定労働時間と同じです。（ $2分 \times 240日 = 480分$ ）

ということは毎日10分やっていることを短縮すると1年で5日間違う仕事に時間をあてられるということです。週休2日の会社なら1週間ですね。

毎日やっていることで短縮できる10分間を探してみませんか？